

6月議会では、高齢者やまちづくりをテーマに



皆さまの想いや要望をカタチにしています!

五差路交差点の改良について

本交差点には歩道橋が設置されており、老朽化が進み、バリアフリーに対応しておらず、歩行者の回遊性を妨げている。県要望にも入れているが、早期改良に向けて、働きかけていきたい。



旧副知事公舎について

市立図書館に隣接する、旧副知事公舎について、取得できれば市庁舎周辺整備の中で有効に活用できるので、はないかと考えるが、検討するようお願いしたい。



老人クラブについて

高齢者は増加傾向にあるものの、会員数は令和2年度と令和4年度を比較すると2割以上減少しており、団体の存続が危ぶまれている状況にある。役員の方々から補助金の交付に係る事務が負担という声もあるが、少しでも負担を減らしていけるよう検討をお願いしたい。

高齢化率について

令和5年3月末時点で人口は33万3,588人、65歳以上の高齢者人口は9万9,361人で、高齢化率は30.1%。また、地区ごとの高齢化率については、高齢化率の高い地区が中川地区の38.4%、宮城地区の36.9%、芳賀地区の36.8%であり、低い地区が東地区の24.7%、総社地区の25.8%、南町と六供町の地域である南部地区の26.2%となっており、地域によっても10%以上の差がある。老人クラブの取り組みのようなソフト面も、まちづくりのようなハード面も、その地域の実情に合わせた取り組みが必要である。

県立赤城公園の整備について

整備後の運用について、現段階では具体的な体制など県から提供されている情報はないが、地域への経済波及効果が、地域への理解と連携の事業者の理解と連携が重要である。本市としての意見をしっかりと伝えながら、引き続き県と連携し適正な運用体制の構築を模索していきたい。

ただで終わるのはなく、赤城山山頂エリアから南ろくエリア、さらには街中へと来訪者を周遊させる施策の展開が重要である。





新たな補助金メニュー!ご確認ください!

つつみはじめ

ご家庭向け!

エアコン! 冷蔵庫の買換えに省エネ家電補助金

市内在住の世帯に対し、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、省エネ家電への買い換えに係る経費の一部を補助 ■対象経費：市内在住の世帯1品5万円以上の省エネ家電(エアコン、冷蔵庫、冷凍庫の買い換えに係る製品購入費※買い換の確認は、リサイクル券等にて行う) ■対象期間：令和5年4月1日から同年9月30日までに設置したもの ■補助金額：一律に2.5万円を補助 ■補助上限：5万円(1世帯2品まで) ■申請期間：令和5年7月3日～同年10月6日 ■申請用紙：市役所、各支所、各市民サービスセンター ■問合せ：前橋市 省エネ家電補助金コールセンター ☎027-898-1762



個人向け

エネファームやエコキュートへ補助!

市 家庭用ゼロカーボン推進補助事業

ゼロカーボンシティの実現に向けて、家庭における新エネルギー・省エネルギーの普及促進を図るため、対象設備を新規に購入し設置した個人に対し費用の一部を補助。

■対象者：住宅に補助対象となる設備を令和5年4月1日から令和6年2月29日までに新規に購入・設置し、受付期間内に申請書類を提出できる方 ※賃貸住宅(アパート等)や中古品等はNG

■補助対象設備：①自家発電型給湯機(エネファーム)(太陽光自家消費促進型自然冷媒CO₂)、②ヒートポンプ給湯機、おひさまエコキュート、③定置用蓄電池設備、④外部給電機能付電動車、⑤V2H(電気自動車充給電設備)

■受付期間

前期：令和5年5月8日～同年9月29日まで

後期：令和5年10月2日～令和6年2月29日まで

■補助金額：①②30,000円、③④⑤50,000円

前橋市 環境政策課 ☎027-898-6292

住宅のリフォームを考えている方!

市 住宅リフォーム補助金

市内の施工業者に依頼する住宅リフォーム工事に対し補助金を交付することにより、地域経済の活性化と住宅環境の向上を図ることを目的とする

■対象住宅：築20年以上経過している自己居住用の住宅で、昨年度までに外装改修事業の補助を受けていない住宅等

■補助対象：住宅部分の改修や修繕で製品機器の購入や交換のみを除く工事で、対象工事費が10万円(税抜)以上の工事、市内の事業者が行う工事等

■受付期間：令和5年8月1日～予算終了次第終了 ※先着順

■補助上限：対象となる工事費用の3分の1以内で、上限8万円

前橋市 建築住宅課 ☎027-898-6081



事業者向け

エアコンやLED導入を検討する事業者へ

市 エアコン・LED 省エネ特例補助金

市内に事業所等を有する個人事業主や中小企業者等を対象として、省エネに関する機器更新を促進する補助。

■受付期間：第1期 終了

第2期 令和5年10月16日～30日

■対象者：市内で1年以上事業活動を営む個人事業主、中小企業者等(農業事業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等を含む)

■対象設備：市内事業所、工場、店舗等に設置する設備(10万円以上のもの)

・業務用空調設備 ・照明設備

※ただし、事前着工したもの、屋外に設置される設備は対象外とする。

■補助額：100万円

■補助率：1/2以内

前橋市 産業政策課 ☎027-898-6983

ホームページの作成等!

市 経営計画実行補助金

売上向上・販路開拓を目指した経営の見直しを前橋商工会議所・東部商工会・富士見商工会がサポート。商工会がサポート。その経営計画実行費用の一部を市が補助。3年間、4半期に1度程度の定期的なフォローアップを受けることが条件となります。

■対象：広報費(ホームページ作成等)、賃料、委託外注費、設備備品費

■補助上限20万円

■補助率3/2

■受付期間(第1期) 終了

(第2期) 令和5年9月1日～令和5年9月29日

※上記の支援機関等の会員事業者以外の方も申請できます。

■受付場所

前橋商工会議所 ☎027-234-5115

前橋東部商工会 ☎027-283-2422

富士見商工会 ☎027-288-2593